

# 書評

岩井茂樹著

『朝貢・海禁・互市』

——近世東アジアの貿易と秩序——

(名古屋大学出版会、二〇二〇年)

王 尊 龍

本書は、長年にわたり中国財政史、東アジア関係史の研究を牽引してきた岩井茂樹氏が、既発表論文に新稿三篇を加えて再構成した論文集である。著者が二〇〇四年に上梓した前作『中国近世財政史の研究』は、当該分野の必読書といっても過言ではない秀作であり、二〇一一年に漢語に翻訳され、現地の研究者からも多大な好評を博している。そのため今回の新刊は、日本だけではなく、海外の読者にとってもまさに待望の一冊である。本書は今年二月の出版以来、すでに中島楽章氏と岸本美緒氏による詳細かつ的確な書評が掲載されている。蛇足は否めないが、これら先学の驥尾に附して本稿を書き上げた次第である。日頃の不勉強のゆえ、誤読の謗りを免れないことは承知しているが、

著者および読者諸賢のご海容を賜りたい。

以下にまず目次を掲げ、各章の内容を概観していく。

序章 朝貢体制論の再検討(新稿)

第一章 明の朝貢拡大策と礼制の覇権主義(二〇〇五年)

第二章 貿易の独占と明の海禁政策(新稿)

第三章 辺境社会と「商業ブーム」(一九九六年)

第四章 一六世紀中国における交易秩序の模索と互市

(二〇〇四年)

第五章 清代の互市と「沈黙外交」(二〇〇七年)

第六章 南洋海禁の撤回とその意義(二〇一一年)

終章 互市における自由と隔離(新稿)

序章において著者は、本書の主題にかかわる朝貢、互市など諸概念について、明清に限らず幅広い時代の史料を交えてその起源と沿革を解説した上で、J・K・フェアバンクとM・マンコール<sup>③</sup>両氏の朝貢体制論を以下の二点から批判を行う。第一に、「朝貢」を *presentation of tribute* (貢物の献呈) の行為を軸とすることとして捉え、貿易活動の許可を得るため、必ず貢納の儀礼が必要であると主張する従来の朝貢体制論に対して、岩井氏は『明実録』と『宋会要輯稿』での記述を挙げ、「朝貢に付随する交易と結びつ

いていたのは、貢物の献納ではなく、その国の国君の表文による皇帝への臣従であった」(三一頁)と指摘し、貢物の献納と貿易の許諾との直接的な関連性を否定している。第二に、岩井氏は、宋代の市舶司貿易、明代後期の馬市・茶市ならびに清代の広州貿易、キャフタ貿易など、朝貢貿易と異なった原理に基づく互市貿易の存在を述べ、この歴史的事実を看過し、中国のあらゆる国際貿易を朝貢と関係づけながら、政府による商業統制を過度に強調する朝貢体制論は、一種のオリエンタリズムであるという。こうした朝貢体制論への批判を踏まえ、「中国の通商外交政策とその枠組みが、長期的な視野から、どのような方向に向かって発展していたのかを明らかにする」(一四頁)という著者の大きな問題関心は、本書全体の基調をなすものとも言える。

第一章は、明代初期の君臣たちが礼制にもとづく対外政策をどのように構想し、それをどのように実現しようとしていたのかについて考察するものである。「夷狄」とされるモンゴル人が建てた元朝廷を北方に退け、反乱軍の首領から「華夏」の天子となった朱元璋は、新政権の正統性を証明する必要に迫られる。そこで、大きな期待が寄せられていたのが、周辺諸国の君主が来朝する景象であった。朝貢の儀礼を定め、諸外国に使節を遣わして朝貢を促すなど

積極的な「朝貢拡大策」は、このような背景のもとで実施された。しかし一方で、軍事力の裏付けによる支配とは異なり、礼制による覇権を支えていたのは、通商権の許可を通じて朝貢国に経済的な利益を提供するという手段であった。そのほか、朝貢する側とされる側が同一関係に対して、異なる解釈をする余地が認められていた。「解釈の非対称」と呼ばれるこうした機制も、朝貢体制の維持に一定の効果があったとされている。また、明朝の対外礼制の形式と理念は、周辺諸国相互の関係形成にも影響を及ぼしたという。

第二章は、檀上寛氏の「海禁Ⅱ朝貢システム論」<sup>5)</sup>に対して疑問を呈しつつ、前者と異なる角度から明初における朝貢一元体制の形成過程を論じる。建国初期の明朝は、厳格な海禁を実施し、朝貢と貿易の一体化を図っていた。岩井氏は、それを一つの動的プロセスとして捉えようとしている。この点において、檀上氏の著書も本作と同工異曲であるが、こうした体制の形成につながる要素は何か、という問題について、両氏はそれぞれ違う見解を持っている。まず、岩井氏は、宝鈔の発行に関する政府の言動、『大明律』に残されている海外貿易の容認を示す条項などを論拠として取り上げ、明初には商品経済の発展を抑制して自然経済への回帰を目指す国家意思があったとする檀上氏の主張を批判する。そして、明の通商外交政策の歴史的性格を理解

するには、「儒教的階層秩序の実現」というイデオロギーの面だけを強調する檀上氏の議論は不十分であるという。そこで提示されている新たな歴史認識として、主に以下の二点が挙げられる。一つ目は、実質的な脅威となった日本を屈服させるため、洪武一七年（一三八四）前後から海禁の厳格化がなされていたことである。二つ目は、永楽期以降、民間商人が排除され、中国の合法的な海外貿易は朝貢貿易と、宦官の率いる船団が実行する「官営貿易」という二種類に限定され、皇帝と朝貢国の王による「双方向の貿易独占」という仕組みが出来上がった。一方、朝廷や官府が貿易を独占しようとする試みは、宋元時代にすでに出現したため、明代の「朝貢一元」によって粉飾された貿易独占も、この歴史の文脈のなかに位置づけることができる」（二八二頁）ということである。

こうした朝廷による全面的な貿易統制は、やがて多方面からの抵抗を招き、「北虜南倭」と称される大規模な動乱を誘発していった。第三章では、明朝の北方辺境に焦点を当て、現地社会における商業交易の拡大や華夷混合集団の形成など、一六・一七世紀の政治的変動の底流として進んでいた歴史的な現象について分析を行う。この時代では、漢地からの越境人がモンゴル、ジュシエンの首長に受け入れられることによって、言語とエスニシティをこえた共同

社会が明の西北、東北辺外の複数の地点で形成された。著者は、『万曆武功録』、『開原図説』など漢文史料に基づき、この辺境社会を支えていたのは、互市を通じた交易である」と述べ、上記のような大変動が巻き起こされた原因として、銀のグローバルな流れとその影響が重要だと指摘する。

前章の内容を承けて、第四章では、東南の辺境が着目される。一五六七年の海禁緩和は、朝貢一元体制を変質させる大きな転換点として知られている。ところが、一六世紀初頭の広東では、すでにその制度が緩み始めた。本章の分析によると、広東の地方政府による非朝貢船の貨物に対する課税、ならびに残りの貨物の自由売買は、一五〇九年に初めて朝議の場で許可されたが、市舶司の宦官や「祖宗の法」に固執する官僚から反対意見が続出したため、すぐに制度として確立されなかった。しかし、上記のような課税貿易は、一五三〇年から朝貢船に適用されるようになり、それを足がかりとして、広東当局は中国商人（客綱）、「客紀」を介して、非朝貢船に対しても課税を行い、外国の民間商船による貿易を事実上に公認した。こうした過程のなかで、「沿岸の密貿易の拡大、ポルトガル船の貿易活動、銀の増産による日本貿易の拡大などの潮流は、朝貢一元の貿易制度を乗りこえる動力となった」（二八四頁）という。

一六世紀半ばから芽生えた互市の秩序は、明清交替の混

乱期を経て、ようやく一七世紀末に、かつて辺境貿易を営んでいた満州人が打ち立てた清朝によって確立された。第五章と第六章は、清代における互市の展開を論じるものである。第五章では、康熙年間に成立した互市体制の性格や朝貢体制との差異を説明した上で、互市の枠組みのなかで清朝はどのように国際問題に対処したかを、正徳新令をめぐる日清間の交渉を中心に説明する。この事例において、外交上の紛糾に直面する日清両国の政府は、儀礼を伴う使節や外交文書の往来を介さず、商人と通事だけを通じて合意を形成した。このような交渉は、「沈黙外交」と名付けられている。また、一七四〇年にジャワでおこった華僑虐殺事件も、互市と外交の関係を示す事例として取り上げられている。しかし、管見の限りでは、「沈黙外交」が行われていなかった明の時代にも、類似する虐殺は何回もあったが、それらの事件も清代と同じように不問に付された<sup>6</sup>。そのため、一七四〇年の事件の処理において、互市体制による影響はどれほどあったのか、さらなる検討を加える余地があると思われる。

第六章では、一七一七年に発令された「南洋海禁」が議論の俎上に載せられる。東南アジアの華人社会は、一六八四年の海禁解除と海外貿易の発展によって拡大しつつあった。こうした官権の及ばない地域に移住し、現地

自由に活動できる華人が新たな反清勢力になることを恐れ、中国船の南洋方面への渡航禁令を康熙帝は下したが、ほとんど効力がなく、一七二七年に雍正帝によって解除された。その意義について著者は、地域間の経済関係が全球的に拡大する趨勢のなかで、清は互市の制度によって管理された通商を通じて、この趨勢に対応する路線が、「南洋海禁」の解除によって最終的に是認されたと評している。

終章では本論の整理に続いて、近世中国の通商外交に関わるいくつかの問題に対する著者の見解が提示される。①宋代以降の中国の国際貿易において、独占と自由という普遍的な対立軸があり、明清時代の政策とその転換も、この文脈のなかで検討することができる。②朝貢の制度とは違い、中華帝国を中心として周辺に広がっていた互市の秩序では、貿易と参入の自由が保障されていた。③清代における互市制度の拡充は、政権と商人の利害共有にもとづく相互作用のうえで成り立っていた。④清は明代の教訓を鑑み、朝貢と通商の一体化を求めず、外交を伴わない互市の枠組みのなかで国際問題を解決することを図っていた。こうした方針は、安全保障という観点からしても合理的である。⑤『皇朝文献通考』や嘉慶『大清会典』では、「互市諸国」の概念と、「朝貢之国」の概念が区別されたうえで登場している。この事実が、「朝貢体制とほとんどあらゆる点に

において逆のベクトルをもつ互市の制度」が、中国の国政のなかにその位置を得たことを意味しており、重視されるべきである。⑥清の互市において、商人への規制と管理が行われていたが、それは安全保障や自国市場の需給平衡などの観点からの施策であり、貿易の自由競争に対する制限ではない。

以上、必ずしも著者の真意を酌めていなくてもいいが、各章の内容を評者なりに整理してみた。総じて言えば、本書で主題とされているのは、明清中国における通商外交政策の転換である。著者はそれを議論の主軸に据え、各時代の基本史料に対する精緻な読解に立脚しながら、実証的な分析を加えた上で、前近代においての中国の貿易秩序や国際関係をすべて「朝貢」の枠組みに敷衍するフェアバンクらの旧説に異議を唱えた。すなわち、一六世紀半ばから始動した朝貢一元から互市への発展は、朝貢体制の一時的あるいは一部のな変調ではなく、全く異なる性格をもつ両者間の構造的転換であるという。これは本書の一大特色であり、著者の一貫した主張でもある。既発表論文によって構成されている第三から第六章は、それぞれ明代中期と清代初期の幾つかの事例に着目するもので、上述した構造転換の具体的な様相は、これらの章において多角的に考察されている。

そして、本書のもう一つの創見は、朝貢一元体制から互市を中心とする制度への構造的転換を、「独占と自由」という大きな図式のなかで検討したことである。明の朝貢一元体制下で行われた官営（朝廷営）の対外貿易には、商業的利益や海外物資を独占するという目的があった。この点について言及した先行研究<sup>21</sup>は存在するものの、いずれも明代に限定された議論である。それらと対照的に、岩井氏は、宋代から清初までの貿易政策を通時的に分析した上で、自由と独占という普遍的な対立軸を見出している。そのなかで明、清時代の貿易構造を検討することによって、両者それぞれの特徴、ならびに朝貢から互市への転換の意義がより鮮明に炙り出されている。

以上のような著者の卓抜な洞見は、アジア海域史を勉強する身としては敬服するしかない。しかし、本稿の書評という性格上、卑見を述べておかなければならないだろう。以下、疑問点を大きく二つに分け、既刊書評との重複を避けつつ述べてみたい。

まず、「朝貢から互市へ」の転換を促した要因として、岩井氏は「貿易の独占を打破しようとする商業者たちの反抗」、「銀流通の拡大」、「西洋諸国の貿易活動」などを強調しているが、中国国内の政治情勢、特に朝廷内部の対立構造による影響が過小評価されているように感じる。周知の

ように、帝制中国の中枢において、皇帝と宦官が属する内廷と、六部など官僚機構によつて形成される外朝という明確な区分が存在する。両者間の財政権、行政権、ならびに軍隊の指揮権をめぐる権力闘争は、中国史を通過する対立軸といつても過言ではない。本書が扱う明清の時代でも、こうした争いを免れることができず、とりわけ明代は、皇帝権力が大幅に強化されることに伴い、宦官の活動も活発になり、内廷と外朝の軋轢が激しい時代であった。この対立について、著者は明確に言及していないが、貿易の独占を説明する際に、「宦官による官宮貿易」や「朝廷官貿易」など、上記の問題を意識した表現が用いられている。しかし、皇室財政と国家財政の関係という角度からの考察はなされていぬ。

例えば、広東省が主導する非朝貢船に対する徴税の実現に関して、その背景には、マクロ的に言えば、皇室財政・国家財政ともに内府庫から支出される、いわゆる明初の「公私一体」の財政から、中央各部がそれぞれ独立で管理する銀庫を建て、内府庫はほとんど皇室専用になった「公私区別」の財政への構造転換があつた。<sup>⑧</sup> また、ミクロの面でも、上述の徴税が総督陳金によつて実施された正徳三年(一五〇八)前後に、中央だけではなく地方の財政にも大きな影響を与えた一連の出来事が生じていた。時系列で列

挙すると次の通りである。

- ① 弘治帝の陵墓建設に引き続いて大喪の儀、正徳帝即位の儀、大婚の儀など、大規模な行事が相次いで挙行されたため、内府庫が資金不足になり、戸部の太倉庫から銀三〇万兩を流用(正徳元年八月)<sup>⑨</sup>
  - ② 外朝の官僚は宦官の劉瑾ら八人を弾劾したが、正徳帝は激怒して劉瑾を司礼監太監に昇任させた。その後、吏部尚書劉健、戸部尚書韓文らが辞任し、劉瑾の専權が始まる(正徳元年一〇月)
  - ③ 劉瑾は科道官を全国の各地方へ派遣し、現地の倉庫に貯蔵されている銀を北京に輸送するように命令(正徳二年閏正月、一〇月など)<sup>⑩</sup>
  - ④ 広東、広西へ派遣された宦官・韋霽らは、両省存銀の三分の二を徴収しようとしたが、総督陳金の反対により銀五〇万兩(存銀の六割弱)だけを北京に運んだ(正徳二年一一月)<sup>⑪</sup>
  - ⑤ 広東参議の呉廷挙が鎮守太監の潘忠を弾劾(正徳四年)<sup>⑫</sup>
  - ⑥ 呉廷挙が詔獄に下され、枷刑を受けた(正徳五年二月)<sup>⑬</sup>
- 紙幅の都合上、事例の掲載を最小限にしたが、当時において内廷と外朝との間に激しい対立が繰り返されているということは明らかである。特に①③④は、広東で非朝貢船

に対する徴税の実現に至る重要な背景をなしていたと言えよう。こうしたミクロな出来事の積み重ねと、国家財政のマクロな構造転換とが相互に作用して、その時代における明の国内政治の流れを紡ぎ出している。広東の事例も、この流れの延長線上に位置づけることができるのではないだろうか。無論、岩井氏が強調している広域的な経済変動の重要性は揺るぎないが、上記のような内在的要素も無視できないと考えられる。

また、清代の互市制度を論じる第五章においても、内在的要素に目を向ける必要があるだろう。明清交替後、宦官の勢力が著しく弱体化され、政治の表舞台からことごとく姿を消していた。その代わりに、皇帝に直接従属する上三旗のボーイ（包衣）が構成する内務府が、内廷事務を司る機関として登場した。しかし、これによって内廷と外朝との対立が氷解したわけではない。その代表的な事例は、康熙五二年（一七一三）から表面化した戸部尚書・趙申喬と康熙帝との一連の意見衝突である。当時において、趙申喬ら漢人官僚から、内務府による民間土地の侵奪問題、両淮塩運使の人選問題、銅地金採買の経営権問題など、様々な問題が提起されたことよって、皇室財政と国家財政の拮抗が顕在化しつつあり、また、滿漢官僚の間でも亀裂が生まれていた<sup>⑤</sup>。本書第五章で重点的に取り上げられた康熙

五四年（一七一五）の「正徳新令をめぐる紛糾」は、こうした背景のもとで起こった事件であるが、それについて著者は全く触れていない。そのほか、事件の推移に大きな影響を与えた、(1)清の朝廷で信牌問題に関する議論が長引くなか、日本からの銅料輸入が中断され、銅銭の鑄造が危機的な状況を迎えていたこと、(2)信牌受領をめぐる告発の背後には、江・浙商人と福建系商人の対立があつたこと<sup>⑥</sup>、という二点も言及されていない。これらのことは、当時の為政者にとっていずれも切実な問題であり、それらを抜きにして信牌事件の処理を考えると、中国国内における複雑な情勢が過度に単純化されてしまう恐れがある。

結果から見れば、確かにこの事件は日清双方の公的な交渉を介さずに解決された。しかし、それは必ずしも互市制度の枠組みのなかで外交問題を処理するという方針や意図を、日清双方の為政者が持っていたとは言えない。康熙帝が官僚たちの議論を退け、「沈黙外交」を選んだのは、「互市貿易の維持」や「経済的な実利の優先」といった一般論的な理由よりも、むしろ鑄銭のために日本銅の安定供給を確保することが最優先事項だったからではないだろうか。これは紛れもない事実である。ただ、このような貿易拡大のもとである種の秩序が形成し、さらに清の外交戦略にお

いて一種の指導原理的な役割を果たしていたと想定することは困難であろう。

次に、毛を吹いて疵を求めるようなことになるが、以下においては、少々細かい論点について触れていきたい。

第一章では、礼制の形式と理念が明の周辺諸国にも影響を及ぼしたことを説明するために、日朝外交における国書形式の改正問題と、東照宮参拝をめぐる紛糾という二つの事例が取り上げられている。なお、前者に関してはすでに周知の事実となっているため、贅言する必要はないが、後者については関係史料の解釈に少し疑問を感じるところがある。それは、「致祭」という用語にかんする理解である。岩井氏は、明朝側の外交史料において「遣官致祭」などの表現が多出することを根拠に、「致祭」は「君主が恩典として施す」儀礼であると主張している。そのため、日本に押し付けられた日光参詣に対して、朝鮮側がそれを「致祭」と表現することは、一種の「精神的勝利」であり、そこに日朝間において「解釈の非対称」が機能していることが窺えるという。しかし、中国側の史料を調べてみると、「論祭」という皇帝名義の祭文の下賜が伴う儀礼とは異なり、「致祭」は一般的かつ中性的な用語として様々な場面で使用されており、必ずしも君臣間の上下関係を彷彿させるような言葉ではない。同じく朝鮮側の史料においても、「淫祀」

と呼ばれる民間祭祀に対してさえ、「致祭」という語が使われている<sup>⑩</sup>。したがって、著者の「致祭」に対する考えは、日朝関係における「解釈の非対称」を説明する材料としては不十分であろう。

また、新稿の第二章で扱われる史料の処理に関して、いくつか気になった点がある。ひとつは、『明実録』の宝鈔発行に関する記録である。著者はこの引用部分を以て、「商品流通を促進する」ことが宝鈔発行の目的であると解釈している。しかし、本書に引用されていない同史料の前半部分を読むと、やはりこの政策がうみだされた要因として、銅銭・銅料不足の深刻化や、私鑄銅銭の流行などの問題も看過できないと思われる。もちろん、「商品流通を促進する」ことは、宝鈔発行の一つのメリットとして実録の編者に認められたが、通貨発行権の独占を目論んでいた明政権がこれまで実施していた銅銭鑄造を諦め、紙幣の発行を決定した過程のなかで、むしろ銅料不足など喫緊の問題のほうが、より重要視されていたのではないだろうか。

もうひとつは、宣德帝が中山王尚巴志に命じて、朝貢の再開を説得するための勅諭を日本国王に転送させた際に用いたとされる「買売生理」という文言である<sup>⑪</sup>。この表現について、岩井氏によれば、これは明朝側が「独占貿易の利を好餌として日本の対明断交の撤回と朝貢の再開を促そ



うとしていた」（一三九頁）という。しかし、ここで根拠として示されている史料は、『歴代宝案』に収められた琉球の上奏文のなかに引用されているものであり、『明実録』に収録されている日本国王宛の勅諭の原文には、「買壳生理」などの言葉は見当たらない。それに加えて、後者には「且使海濱之民、皆得以永享太平之福」のような文言が記されている。そのため、仮に足利將軍がこの勅諭を見たとしても、「皇帝と国王とが貿易を独占する」のようにその意味を読み取ることが難しいだろう。「買壳生理」は、単に琉球国王―明の朝貢体制のなかで特殊な位置を占める存在―に対して語る言葉と捉えた方が妥当であろう。

以上、拙い所見を述べたが、いずれも釈迦に説法の類に属することであり、本書の学術的意義をいささかも損なうものではない。巨視的な視野と精緻な文献読解を兼ね備えながら、様々な新しい知見を示している本書は、我々後学の大切な道標になることを確信している。

註

- (1) 中島榮章「求心的な朝貢貿易と遠心的な互市とのせめぎ合いを描く：明清時代の貿易秩序の理念と実態」その時代的変遷を解明』『図書新聞』、二〇二〇年七月四日号。岸本美緒「書評 岩井茂樹著『朝貢・海禁・互市』」近世東アジアの貿易と秩序』『史学雑誌』第一一九編第八号、二〇二〇年、五一—五九頁。拙評を執筆することにあたり、両氏の才筆から多大な示唆を受けたことを特記しておく。また、二〇二〇年八月二二日、本書の合評会がオンラインで開催された。その際、城地孝氏、橋本雄氏、松方冬子氏による鋭い論評と、著者岩井氏本人が行った明晰な応答も非常に印象的であった。
- (2) John King Fairbank, "A Preliminary Framework", in John King Fairbank (ed.), *The Chinese world order: traditional China's foreign relations*, Cambridge, Harvard University Press, 1968, pp. 1-19.
- (3) Mark Mancall, "The Ch'ing Tribute System: An Interpretive Essay", in John King Fairbank (ed.), *The Chinese world order: traditional China's foreign relations*, Cambridge: Harvard University Press, 1968, pp. 63-89.
- (4) 檀上寛『明代海禁と朝貢システムと華夷秩序』(京都大学学術出版会、二〇一三年)。
- (5) 前掲注4檀上論考、八五—八六頁。
- (6) Manel Ollé, "The Chinese in the Philippine Archipelago: Global Projection of a Local Community", in Angela Schottenhamer (ed.), *In Early Global Interconnectivity across the Indian Ocean World Volume I: Commercial Structures and Exchanges*, Cham: Palgrave Macmillan, なお、マニラのスペイン当局による華人移民の大量虐殺について、『明神宗実録』(中央研究院歴史語言研究所、一九六二—一九六八年、以下同)巻四〇四、万曆三十二年二月戊午条にもその記録がある。
- (7) 李金明『明代海外貿易史』(中国社会科学出版社、一九九〇年)、佐久間重男『日明関係史の研究』(吉川弘文館、一九九二年)などが挙げられる。
- (8) その経緯について、蘇新紅氏と李園氏による詳細な研究がある。蘇新紅「明代内庫の皇室財政専属化演変」、『第十六届明史国際学術研討会暨建文帝国際学術研討会論文集』、二〇一五年、四二八—四四四頁。李園『明代内庫与財政体制変遷研究』(社会科学文献出版社、二〇二〇年)。
- (9) 『明武宗実録』巻一六、正徳元年八月庚戌条、四八二頁。
- (10) 『明史』巻三〇四、列伝第一九二、宦官一。
- (11) 谷心泰『明史紀事本末』巻四三「劉瑾用事」(中華書局、一九七七年)六三六頁。
- (12) 『明武宗実録』巻三二、正徳二年一月丙寅条、七九八頁。
- (13) 吳廷挙は、正徳二年に広東布政使として、総督陳金と共に互市の拡大を奏請した人物である。
- (14) 崔銃「吳尚書廷挙伝」焦竑『国朝献徴録』(万曆四四年徐象標曼山館刻本)、巻五二、南京工部一、四七頁。
- (15) 『明武宗実録』巻六〇、正徳五年二月己酉条、一三三〇頁。
- (16) 羅麗達「清初国家財政利益上の宮府之争及趙申喬的遭遇」『新史学』六卷三期、一九九五年、二九—六一頁。
- (17) 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』(吉川弘文館、一九六四年)

一三九—一六〇頁。

(18) 例えば、自身より儀礼上の地位が高い「先帝」を在任中の皇帝が祀ることを記録する文章「乙巳、仁祖淳皇帝忌日、上躬詣皇陵致祭」(王世貞「巡幸考」『弁山堂別集』卷六六)、士大夫の家規「凡遇忌辰、當用素衣致祭」(曹端「曹月川先生家規輯略」『曹月川先生遺書』卷六)、民間習俗を記す筆記「但吳越之俗、親友來致祭、主家皆用鼓樂筵宴款客」(謝肇淛「五雜俎」卷一四)などが挙げられる。

(19) 「雜人之致祭于松嶽、紺嶽、習俗已久、難以遽變」(『明太宗実録』卷三五、太宗一八年一月乙亥条、九頁)。

(20) 「洪武八年三月辛酉朔、詔造大明宝鈔。時中書省及在外各行省皆置局以鼓鑄銅錢、有司責民出銅、民間皆毀器物以輸官、鼓鑄甚勞、而奸民復多盜鑄者。又商賈轉易、錢重道遠、不能多致、頗不便。上以宋有交會法、而元時亦嘗造交鈔及中統、至元宝鈔、其法省便、易於流轉、可以去鼓鑄之害、遂詔中書省造之」(『明太祖実録』卷九八、洪武八年三月甲子条、一六六九頁)。下線部は著者に引用されていない部分である。

(21) 「宣德捌年陸月貳拾貳日、蒙欽差内官柴山等、齎捧勅諭、到国開説。王宜遣人齎去与日本国王、令其遣使往来和好、買壳生理、同享太平之福。欽此」(琉球国中山王尚巴志謹奏為謝啓恩事」校訂本『歴代宝案』一—二二—一〇)。

(22) 「丙戌、上念即位以来、四方番国皆來朝貢、惟日本未至、遂命内官柴山、齎勅往琉球国、令中山王尚巴志遣人齎往日本諭之。勅曰：昔我皇祖太宗文皇帝臨御之日、爾日本先王源道義、能敬順天道、恭事朝廷、是以朝廷眷待弥厚。朕今紹承皇祖之志、広一視同仁之德、特勅諭王。王其益順天心、恪遵爾先王之志、遣使來朝、朕之待爾、一如皇祖之待爾先王、

非惟一家一国受福于無窮、且使海濱之民、皆得以永享太平之福。爾其欽哉」(『明宣宗実録』卷八六、宣德七年正月丙戌条、一九九一頁)。

(本学大学院博士後期課程)